

## 第3章 人権教育・人権啓発の推進

### 1 就学前教育における人権教育

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて大切な時期です。この時期に、基本的な人権を尊重する精神の基礎を育むことが大切です。

このため、就学前教育機関における人権教育の推進に当たっては、子どもたちの人権感覚を培い、豊かな人権感覚を身につける教育・保育を行っていきます。

一人ひとりの人格が尊重される集団の中でこそ、一人ひとりの子どもを大切にする心と大切にされる心が育ちます。乳幼児は、周囲の環境から受ける影響が大きく、幼稚園・保育所・こども園等にあつては、一人ひとりの生活環境を十分に把握しつつ、適切な指導を行うとともに、積極的に家庭・地域や小学校など関係機関との連携を図り、地域全体の力で、自分と他人を大切にする心を育む指導に努めていきます。

幼稚園・保育所・こども園等においては、全ての職員が部落差別問題をはじめとする様々な人権問題についての正しい理解と共通認識のもとに乳幼児一人ひとりの特性に応じ、発達段階に即した指導を行うことが出来るように工夫した教育・保育課程の編成をする必要があります。

乳幼児期の教育の場は、大きく家庭と幼稚園・保育所・こども園等から成り立っており、両者が連携して一人ひとりの乳幼児の育ちを促すことが大切です。また、保護者の子育て支援を行ないながら、育児不安等への対応や保護者自身の教育力を高める取組みが必要です。

幼稚園・保育所・こども園等における教育・保育の成果は職員に負うところが大きいため、幼稚園教諭・保育教諭・保育士自身の人権感覚の高揚を図るための研修を実施していきます。

## 2 学校教育における人権教育

人権教育の推進のためには、子どもたちに「自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性を育てる」ことが大切です。

具体的には、人権を尊重する心、自然に感動し、自然を大切にする心や感性、正義感や公平さを重んじる心、生命を大切にする心、他人を思いやる心やボランティアなど社会貢献の精神、自立心、自己責任、他者との共生や異質なものへの寛容、といった心を育てる教育を推進します。

このような心を育てる教育を全教科、全領域において体験を通して実践することにより、真に差別をしない、させない子どもを育てることが必要です。

各学校などで発生する差別事件やいじめの原因と背景を明らかにし、その根絶に向けて構造的な仕組み等を分析しながら、予防と早期発見の手立てを示し、明らかにすることが必要です。

2019年（令和元年）に行った人権問題市民意識調査の結果では、部落差別問題に関する授業を受けた経験の有無は、60歳以上では「受けた」と回答した人が4割を下回るのに対し、60歳未満の年代では8割前後が「受けた」と回答しています。

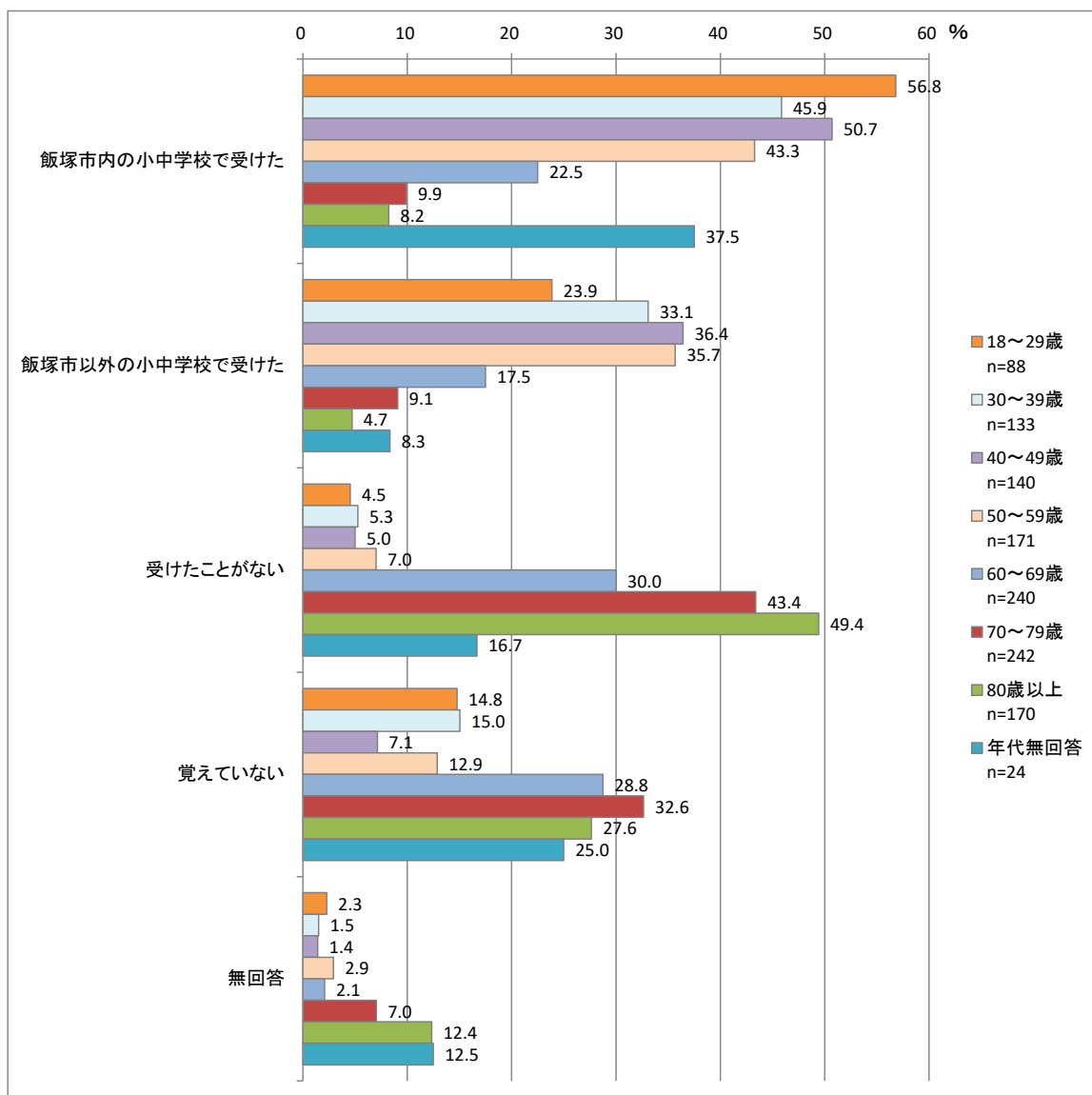
部落差別問題を人権課題という本質から捉え、すべての学校において部落差別問題解決に向けての実践力を育成するため、部落差別問題解消教育を柱とする人権教育をさらに発展・充実させる必要があります。そのためには、知識を教えるだけでなく自他の人権を大切にするためのスキル（調査・情報活用力・コミュニケーション能力、非攻撃的自己主張等の技能）が身につくよう学習活動の工夫改善を図りながら人権教育を推進していきます。

学校教育における人権教育の成果は、児童生徒の教育に当たる教職員に負うところが大きくなっています。教職員はその職務を自覚し、感性を磨き、認識及び実践的指導力を高めるとともに、豊かな人権感覚を備えなければなりません。そのため、小・中学校の校長、教頭をはじめすべての教職員を対象とした研修を行い、教職員の人権問題に対する認識を高めなければなりません。

高等学校、短大、大学等における人権教育についても、職員研修の徹底と人権教育の推進に自ら、その責任と役割を担うことが重要です。

図表1 部落差別問題に関する授業を受けた経験の有無

(2019年度飯塚市人権問題市民意識調査)



### 3 家庭における人権教育

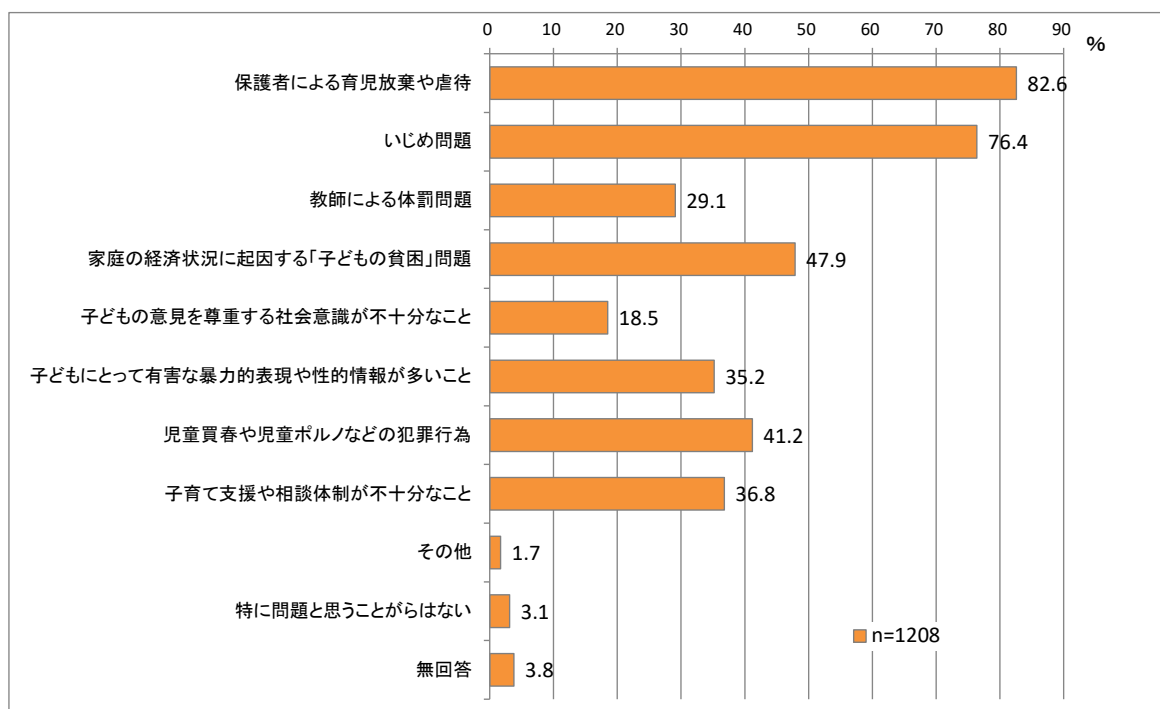
近年の少子化・核家族化や経済格差の拡大などの社会の変化に伴って家庭における教育機能の低下が指摘されており、そのような社会環境の中で、子育ての孤立化に起因する親の不安やストレスが子どもの心理に大きな影響を与えています。そして、そのような中で起こる保護者による養育の放棄や虐待、子どもの貧困問題等は深刻な社会問題となっています。

自分に自信を持つことが出来ず、自分自身を大切に思う気持ちがなければ、他人を大切にすることは出来ず、人権意識の土台が育てられないこととなります。

就学前教育及び学校教育での人権教育の役割の大きさ、家庭での役割の重要性を考慮すると、家庭に対する支援が重要になります。

人権問題市民意識調査の結果では、子どもの人権について、特に問題であると思うものは「保護者による育児放棄や虐待」が8割強、「家庭の経済状況に起因する『子どもの貧困』問題」が5割弱、「子育て支援や相談体制が不十分なこと」は4割弱となっています。そこで、子どもの教育に関する悩みを抱える家庭に対して、育児相談などを行い、その課題解決に向けた行政の支援、学校等からの支援などを行います。

図表2 子どもの人権について特に問題であると思うもの  
(2019年度飯塚市人権問題市民意識調査)



また、人権問題市民意識調査の結果では、女性の人権について、特に問題であると思うものは「『男は仕事で女は家事や育児』といった性別役割分担意識」の回答が全体で約4割となっています。（18ページ「図表6」参照）

根強い固定的な性別役割分担意識の中で、子育てや家庭教育については、とかく母親への負担が過重になり、父親の存在が希薄になっている状況が見受けられます。子どもに対する家庭教育は、夫婦共同の義務であり、共同の責任の上に成り立つものであるという認識が必要です。

家庭教育においては、保護者自身が偏見を持たず、差別をしない・させないことなどを日常生活を通じて、子どもに示していくといった保護者としての人権意識を育てる役割を果たすことが重要で、そのような保護者に対する啓発活動や学習機会の提供など家庭教育の支援に努める必要があります。

乳幼児期における人権を大切にすることを育てる就学前教育や学校における人権教育の取組みは、家庭においても十分に理解されることが必要です。そのため学校や幼稚園・保育所・こども園等と家庭の連携が重要であり、PTA活動等を通じて、保護者等に対する情報提供や啓発を進めていきます。

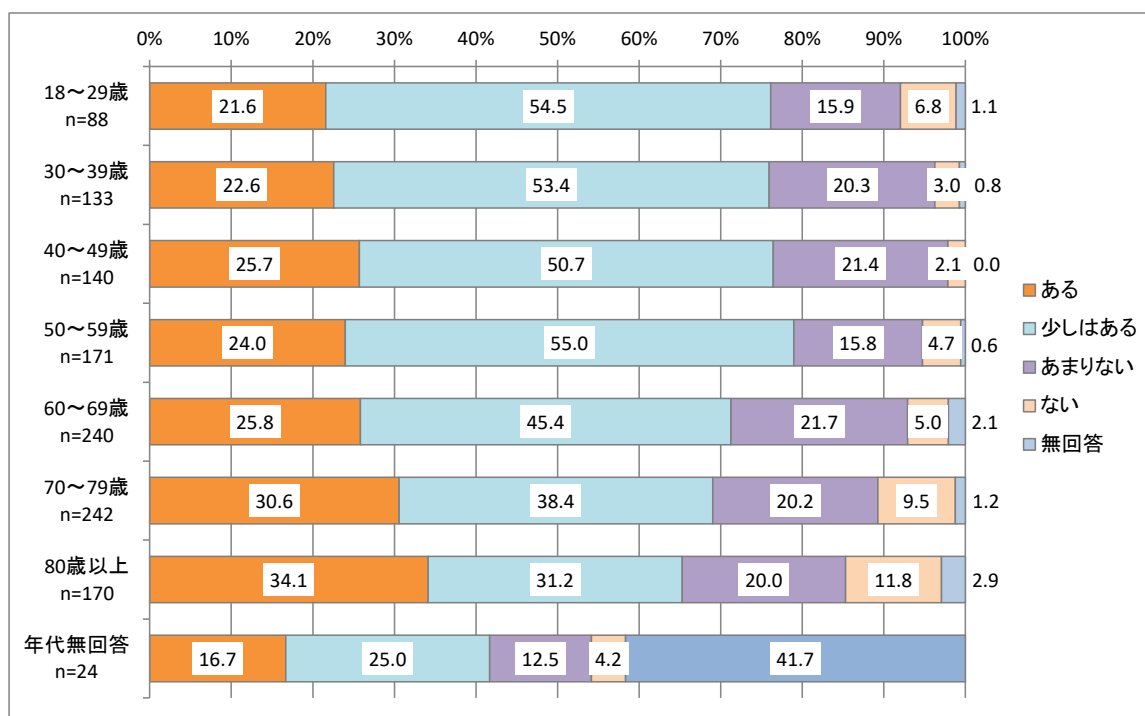
子どもたちの姿は、大人社会の鏡であり、私たち一人ひとりがどのような家族関係や社会を作ろうとしているのかが、問われていることを自覚しなければなりません。

4 地域における人権啓発

これまで長年にわたり実施してきた部落差別問題解消教育を中心とする教育・啓発により、市民の人権問題に対する理解と認識は少しずつ深まってきてはいるものの、未だなお十分とはいえません。

人権問題市民意識調査の結果では、人権問題に関心が「ある」と回答した人の割合は、60代以上で相対的に少ない傾向にあります。市民一人ひとりの人権が大切にされるよう今後も行政総体としての積極的な教育・啓発活動が必要です。その場合、知識伝達型から、知識・態度・スキルをトータルに捉え伸ばすことや、体験的参加型等多様な手法を取り入れること、さらには啓発の達成目標や進み具合を把握する指標の導入等、啓発活動の内容・方法の改善が大切です。

図表3 人権問題についての関心（2019年度飯塚市人権問題市民意識調査）



特に、人権へのかかわりが深い特定職業従事者（教職員・社会教育関係者、医療関係者、福祉関係職員、公務員等の13業種）は、一人ひとりが常に人権尊重の立場に立った職務の遂行が求められているため、市の教育・啓発担当職員はもちろんのこと、市職員は確かな人権意識と差別を無くす意思と実践力を身につけ、人権教育や啓発を地域に発信できるように主体的に学習できるよう研修の内容・方法を工夫し実践していきます。市行政としても、国際的潮流や国・県の動向を踏まえ、一般競争入札での地域や社会福祉に対する貢献などを一部評価基準に取

り入れてきましたが、さらに「人権のまちづくり」を進めていくための工夫も必要となります。

また、社会教育関係団体は、人権が尊重される明るい地域社会づくりに、その果たす役割はますます大きくなっています。その他の社会教育団体も含め、会員同士の連携や団体相互の交流、地域活動への広がりを作り出すような学習に心がけることが大切です。

市民一人ひとりが大切にされる地域社会を形成していく場として、中央公民館や各交流センターなどは、その機能を提供する中核施設です。これらの施設で人権に関する幅広い学習要求に応えるためには、地域の情報のみならず、社会の動向や世界的な流れを把握し、広い視野に立って情報を収集していくことが求められています。また、地域には様々な施設、団体、企業等があり、人権に関する学習を進める上では、これらの諸団体と連携、協力することが大切です。

「人権を大切にする市民協働のまちづくり」を目指して、行政と市民が一体となり事業企画を進め、関係機関・団体の参画を図りながら、様々な人権問題や人権教育に関する市民の関心を高めるとともに、人権の裾野を広げるためのネットワークの拡大を図っていきます。

## 5 企業における人権啓発

企業は、その存在、企業活動、営業活動等を通じ、地域や多くの市民との深い関わりがあり、社会性、公益性を有しています。

近年、企業が人権、安全、法令遵守など様々な分野における「企業の社会的責任（CSR）」についての自覚に基づく行動が要請されており、地域環境の保全、男女共同参画の実現、高齢化社会への対応などに果たすべき役割をはじめ、部落差別問題に関する採用選考や障がいのある人、外国人、性的少数者など就職が困難とされる人々の採用選考、任用などに関しても、基本的人権を尊重した公正で積極的な行動が求められています。

「男女雇用機会均等法」や「高年齢者雇用安定法」、「障害者雇用促進法」等に基づき多くの施策が推進されていますが、たとえば男女の賃金や昇任等の格差の問題、部落差別問題に関わる不適正選考の問題、障がい者の雇用率の未達成の問題など基本的人権の観点から、今後さらに企業が取り組むべき課題は多く残されています。

人権問題市民意識調査の結果では、仕事の中での人権問題に関する研修の経験では、「人権問題に関係する仕事に就いている（いた）」「繰り返し研修を受けている（いた）」「研修を受けたことはある（あった）」は合わせて3割弱にとどまっています。

企業における課題解決のためには、経営者団体等を通じ、企業の社会的責任の自覚を促していくことが重要であり、広報紙等を通じて企業の社会的な役割と責任と主体的取り組みを支援し、推進していきます。

図表4 仕事の中での人権問題に関する研修の経験  
(2019年度飯塚市人権問題市民意識調査)

